

名取市監査委員告示第5号

住民監査請求に係る勧告に基づき、名取市長が講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定により公表します。

令和8年5月11日

名取市監査委員 沼倉 雅 枝



名取市監査委員 菅原 和 子



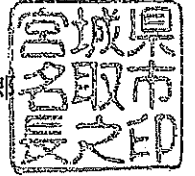


名税第 89 号

令和 8 年 5 月 7 日

名取市監査委員 沼倉 雅枝 様
同 菅原 和子 様

名取市長 山田 司郎



住民監査請求に対する監査結果に基づく措置の実施について (通知)

令和 8 年 2 月 6 日付け名監第 126 号にて勧告のありました住民監査請求に基づく監査結果につきまして、下記のとおり措置を実施しましたので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により通知します。

記

- 1 勧告年月日 令和 8 年 2 月 6 日
- 2 勧告内容

学校法人 [REDACTED] (以下「本件学校法人」という。) に対し、本件学校法人が所有する固定資産 (以下「本件固定資産」という。) に対する固定資産税について、時効消滅していない令和 3 年度から令和 7 年度までの非課税措置を遡及して取り消した上で課税するとともに、令和 7 年度から新たに課税対象とした固定資産に対する固定資産税についても、令和 3 年度まで遡及して課税を行うよう求める。

措置についての期限は、令和 8 年 5 月 7 日とする。

- 3 措置年月日 令和 8 年 4 月 20 日
- 4 措置内容

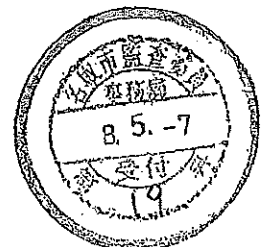
本件固定資産に対する固定資産税につきまして、地方税法第 348 条第 2 項第 9 号に規定する「学校法人が直接保育又は教育の用に供する固定資産」として非課税措置としたことは不適正であったと認め、上記勧告のとおり、令和 3 年度から令和 7 年度までの非課税措置を遡及して取り消した上で課税するとともに、令和 7 年度から新たに課税対象とした固定資産に対しても、令和 3 年度まで遡及して課税する措置を行いました。

上記措置にて遡及課税となる本件固定資産の内訳は、下記のとおりです。

土地：計 18 筆 (課税地目…山林：10 筆、雑種地：8 筆)

家屋：計 17 棟 (内訳…店舗：1 棟、事務所：4 棟、倉庫：2 棟、便所：10 棟)

また、上記措置による本件固定資産に係る固定資産税の算定は、下記のとおりです。



(単位:円)

年度	土地評価額 (総額)	家屋評価額 (総額)	課税額 (総額)	既徴収額	遡及課税額 (総額)
R3	[Redacted]				[Redacted]
R4					
R5					
R6					
R7					
合計					[Redacted]

なお、固定資産税額 (総額) [Redacted] の納期限につきましては、名取市市税条例第 67 条第 2 項の規定に基づき「令和 9 年 1 月 4 日 (※令和 8 年度第 4 期納期限)」と定め、本件学校法人に対し、地方税法第 417 条第 1 項の規定に基づき令和 8 年 4 月 20 日に納税通知書を発送いたしました。

以上